「自動車点検基準」(省令)のホイール・ボルトに係る改正箇所

自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)

大型車(車両総重量8トン以上又は乗車 定員30人以上の自動車)を対象として、 以下の改正を平成19年4月1日施行。

(日常点検基準)

- 第一条 道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。)第四十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 法第四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車 別表第一
 - 二 (略)

(定期点検基準)

- 第二条 法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の 区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車 別表第三
 - 二~四 (略)

別表第一 (事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準) (第一条関係)

点検箇所	点検内容		
(略)	(略)		
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。		
	2 亀裂及び損傷がないこと。		
	3 異状な摩耗がないこと。		
	4 溝の深さが十分であること。		
(略)	(略)		

<u>「ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。」</u>を追 加規定。

別表第三 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと(3月ごとの点検に次の 点検を加えたもの)
(m/z)	(m/z)	/ m / n	·
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	ホイール	(*2)1 タイヤの状態	1 リム、サイド・リング及びホイー
		2 ホイール・ナット及びホイー	ル・ディスクの損傷
		ル・ボルトの緩み	2 リヤ・ホイール・ベアリングの
		(*2)3 フロント・ホイール・ベ	がた
		アリングのがた	
(略)	(略)	(略)	(略)

<u>「ホイール・ナット及びホイール・</u> <u>ボルトの損傷」</u>を追加規定。